◆書評◆

熊本理抄著

被差別部落女性の主体性形成に関する研究

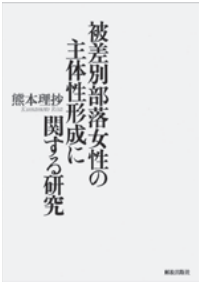

（解放出版社　2020年　ISBN 9784759201222　5000円＋税）

徐　阿貴
（福岡女子大学　国際文理学部）

同和対策審議会答申により部落差別の早急な解決が国の責務と明言され（1965年）、同和対策事業特別措置法（1969年）に基づき生活環境改善や社会福祉、産業振興などの事業が行われた。特別措置法は2002年に終了したが、部落差別が解決したわけではない。それは部落差別解消法が、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法とともに2016年に制定されたことにも明らかである。むしろポスト特措法時代において、同和対策事業の陰に隠されてきた問題領域が可視化されている。この文脈のもと、部落女性の主体性形成に焦点をあてた本書は、これまで等閑視されてきた部落内外のジェンダーの問題に取り組み、家族、部落コミュニティや解放運動との関わりから考察している。部落民、女性、多くが不就学低学歴、低賃金不安定非熟練労働者という逃れがたい条件の絡み合いの中に位置づけられ、部落女性は、必然的に部落男性とは異なる形の解放を求めてきた。著者は90人におよぶ聞き取りおよび運動資料から部落女性の主体性の形成過程を描き出し、部落解放運動が展開してきた差別論と主体性論の再構築を試みる。さらにブラック・フェミニズムによる「複合差別」概念の日本への導入過程を検討している。本書はすぐれた部落研究であると同時に、主流フェミニズムに再考を迫る批判的ジェンダー研究となっている。

第一章では研究目的が示され、分析概念である「複合差別」および「主体性」に関する先行研究を概観している。第二章では「部落民であること」についての個人の語りを分析している。部落民の規定をめぐり非対称な権力関係が存在し、他者規定を通じた差別の内面化が部落女性の主体性形成を阻害する。このため部落女性の主体性は、自己教育運動および部落解放運動への関与により遂行的に形成されてきたとする。第三章は「女性であること」についての語りの分析である。私的領域、生育家族、とくに部落解放運動において、

DOI：10.24567/0002000131

部落女性が女性としての自己言説化や女性差別の意識化を抑制してしまう過程を示している。差別と貧困に対する相互扶助と抵抗運動がコミュニティの共同性を高め、内部で異議を唱えることを困難にする。解放運動への関与を通じ主体性を形成しようとする部落女性は、家庭、コミュニティ、部落解放運動でのケア役割を一身に引き受けるために、ジェンダー体制が維持強化されるという矛盾が起きる。さらに、部落男性による女性差別を部落差別の結果とする認識枠組みを取り入れるため、運動内の女性差別批判も困難になる。他のマイノリティ集団の女性にも重なる点である。

第四章では、戦後の部落解放同盟の運動方針、部落解放同盟が主催する全国婦人集会（のちに部落解放全国女性集会と改称）の資料分析から、運動組織が部落女性の主体性形成に果たした役割を考察している。1950 ～ 60 年代、部落解放運動は女性を組織拡大の対象とし、そこでは部落差別と女性差別が階級支配の産物とされた。生活保障を求める行政闘争に寄与しても意思決定過程から排除される部落女性たちは、性差別的な組織の改善を求めた。また大衆運動としての発展をめざし日本母親大会との共同闘争を模索したが、そこでは非部落女性との大きな生活格差を認識し、「人間外の人間」という扱いを受け、女性運動から距離をとることとなった。1970 年代は特措法を根拠に行政闘争が活発化し、闘争を展開するうえでコミュニティ活動を担う婦人部および指導力強化が運動方針となった。しかし動員要員とみなされた女性たちは組織批判を強め、より周辺化されていった。他方、国際女性年を機に女性の権利が意識され、部落女性は労働運動と共闘を模索した。もろさわようこは、共働きを当然とし、負の状況を正に転化してきた部落女性たちの姿勢に女性解放としての先進性を見出だしている。しかし、もろさわをはじめ日本の女性運動の権利要求は個人をベースとしていた。それは、部落コミュニティの共同性と歴史性を運動思想の基盤としてきた部落女性にとり異質なものであった。部落女性は、包摂しながら抑圧する部落解放運動と、包摂せずに部落女性を不在とする女性運動に関与し、結局前者を選択したと著者はいう。1980 年代、部落女性は国際人権言説に影響を受け、自身の経験と社会的位置を可視化し言語化する可能性を「複合差別」概念に見出す。そして世界の女性運動や在日朝鮮人女性、アイヌ女性など国内のマイノリティ女性との連携をめざしていく。

第五章では、ブラック・フェミニズムが生み出した複合差別（compound discrimination）と交差性（intersectionality）概念を検討し、その国連による採用と部落女性の闘いへの導入を概観したうえで、日本における複合差別論への批判的考察を行っている。ブラック・フェミニズムは、複数の

抑圧が相互に影響し、結合、交差、連結して女性たちにのしかかる状況を明らかにし、複数の差別が交差し複合するところに別種の様相の差別が現出することに注意を促した。複合性と交差性を強調することで、奴隷制という歴史社会的支配関係と権力構造の分析が深化した。ブラック・フェミニズムは、白人女性フェミニズムが普遍を僭称し、マイノリティ女性にのしかかる差別の複合体を女性内部の差異、女性差別の多様性として論じることでマイノリティ女性を他者化、周辺化してきたと批判し、抵抗思想として大きく発展したのである。

しかしながら日本語概念の「複合差別」は、差別の加算的分析を前提とし、交差性や複合性の意味が希薄であり、ましてやフェミニズムの限界やバイアスを問うツールとして機能していないと熊本はいう[1]。このため複合差別の視角から部落解放運動とコミュニティ内の女性差別が指摘されてきたものの、部落男性を主体としてきた運動や実践に部落女性の経験を付加するだけで、構造としての性差別認識および部落差別認識の分析に至っていないと、長年部落女性の闘いに関与してきた熊本は自身を含めて批判している。マジョリティ・フェミニズムの本質、普遍、規範を問いなおす対抗言説や実践という原点に立ち返り、〈マイノリティ女性〉を周辺化する性差別や人種主義が組み合わさった構造それ自体を包括的に解明するツールとして複合差別概念をより有効に使用するべきという主張に、評者も目を開かれる思いである。

部落女性は女性運動にずっと関与してきた。にもかかわらず、部落女性が過酷な生活の中で手探りで展開してきた解放の闘いが「フェミニズム」と呼ばれてこなかった。実際、女性の権利を推進する運動や政策から部落女性をはじめマイノリティ女性が取り残されている。複合差別の概念は、第3次男女共同参画基本計画(2010年)において、障害、在日外国人、アイヌ、部落・同和問題等に加え、「女性であることからくる複合的に困難な状況」という文言により、ようやく位置を与えられた。しかし度重なる国連女子差別撤廃委員会勧告にもかかわらず、在日朝鮮人や沖縄女性は基本計画で言及されていない。ジェンダーという変数が人種や階級という変数を隠蔽してきたと告発するマイノリティ女性の声を無視するのなら、それは誰のためのいかなる解放のためのフェミニズムなのか？それが問われている。

1　国連用語であるmultiple discriminationを、上野千鶴子の複合差別論(1996)に着想を得て「複合差別」と翻訳したのは熊本自身であるという。反差別国際運動の中でこの言葉の普及にかかわった当事者として、熊本は複合差別をめぐる日本の現状に異議申し立てを行っていることに留意したい。